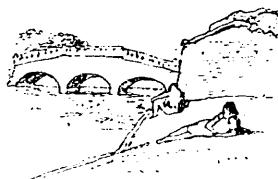


ISSA海外論文要約より

企業年金制度の発達

R. W. Abbott (イギリス)



本稿には、「企業年金制度—政府アクチュアリーによる新しい検討」(London H.M.S.O., 1966) という資料に基づき、企業年金制度の発達に関する研究が述べられている。

1954年のフィリップス報告は、企業年金制度に関する情報が不適切であるとして注意を喚起し、必要最少限の統計資料を提供する定期的な報告が、中央のある関係機関に提出されるべきであるということを勧告した。これに対して、1956年末現在の企業年金制度について、政府アクチュアリーが行なった統計的調査が1958年に刊行され、それには従来知られていなかった多くの情報が含まれていた。1959年の比例方式年金制度から適用を除外さ

れる規定は、企業年金制度の発達に影響を与える、かつその発達を促進した。最初の調査は年金制度を実施している企業に雇用された人々が1,020万人であることを示していた。新しい調査は1963年末現在におけるこの人数を約1,390万人と推計している。自営業者と失業者を含む約2,500万人の総労働力のうち、事実上では、約1,100万人が年金制度に参加しているにすぎないが、公務員を加えると、この数は1,950万人となる。1958年当時では、企業年金の増加が、必然的に比例方式年金制度を消滅させることになるであろうと、当時の政府関係者は考えていた。

企業年金の範囲と構造が検討に含まれてい

る。事務系職員と管理職者の制度では、最終俸給により年金を算出する傾向がいちじるしくあらわれているが、この傾向は各要素の組合せられた結果によるものと思われる。退職時における俸給との関連が不適切な年金は、使用者の支出によって補足されるべきであるかもしれない。最終俸給に基づいて年金を支給すると、経費は高くなるが、この高い経費の負担は高利による利子所得で軽減されてきた。また、俸給の上昇により、許容制限以上に経費が増大するのを回避するために、生命保険会社は最終俸給に基づいて年金を算出する制度の財源調達を次第に発達させてきた。しかし、政府のアクチュアリーによる調査によれば、勤続した各年数について、所定の年金に対する受給資格を与える私的年金制度の加入状況は、政府の公的な比例方式年金制度から適用を除外するために、筋肉労働者に対して設けられた制度の増加ということで説明されているが、過去7年にわたって増加してきたことが明らかにされている。調査は公的部門における年金制度の加入者のうち、約4分の3が最終俸給に対する受給資格を取得し

ていることを示し、また、筋肉労働者が職員と同一の立場を取得し得るよう、インフレの影響をこうむらない年金制度の占める比率が、次第に多くなるであろうと予想されている。しかし、国民保険になんらの考慮も払われなければ、最終俸給による年金制度は、使用者に過重な経費を負担させるかもしれない。報酬の低い従業員には、政府の退職給付に年金が加えられるならば、最終給与の3分の2相当額を支給されることになるので、従業員たちは稼得労働に従事する者が取得する所得よりも、むしろより大きな所得を取得することになるかもしれない。また、それは政府の公的年金を含めた給付の算出方式を定めるに当たり、合理的であると思われる。公的年金との併給を行なう最良の方法は、加入者が退職時に事実上受け取る政府の公的年金の控除を認めている。この方式の利点は、企業年金で予想される年金が、政府の公的年金の変化に応じて自動的に調整されるということである。制度が無拠出制の場合には、この方式の採用がより容易であるが、しかし、従業員が拠出を負担するならば、政府の公的年金

と拠出が引き上げられる場合には、いつも従業員の支払い分に対しても、引上げ分に応じた調整がほどこされる。政府のアクチュアリーによる検討では、公的部門における半分以上の加入者が、政府の公的制度で認められる給付と拠出からの控除を条件としており、これに対して、民間部門ではわずかに5%が、条件として、控除を認められているということが明らかにされている。これは政府の公的年金が現在の水準以上に増額される場合に、企業年金にも増額が生ずることを示している。一時金の支払いでは、民間部門の5分の1未満が、退職時に給付を一時金に振り替える権利をもっている。遺族に対する最もよい制度は寡婦年金を支払い、かつ、若干の制度はその他の扶養家族と子女たちにも給付を支給している。生命保険会社を用いて保険をかけている制度の仕組みでは、生命保険会社は死亡時に一時金支払いの方式を選ぶので、寡婦に対する年金給付を支払いたがらない。公的部門では、寡婦年金は規則で定められており、最近教師がこの権利を取得した。この分野では、民間部門は遅れている。雇用の移動

ISSA 海外論文要約より



に応じて移すことができる年金は、現在では、従来よりもより一層一般的となっているが、しかし、多数の従業員たちは拠出の払戻しを選択してきた。

各制度はそれぞれにかなり異なっており、便利な典型的な制度は、事実上では存在していないといえる。しかし、政府アクチュアリーの調査によれば、企業年金制度は政府の大きな干渉をなんらうけていないところで発達する傾向をもっているのが明らかにされている。この傾向は次の各種の事柄に要約されている。すなわち、筋肉労働者は最終俸給に基づいて算出される給付よりも、むしろ、勤続年数に比例して決定される給付の制度でカバーされている。職員に対する制度は、次第に最終俸給に基づいて算出される制度となっている（給付算出の対象とされる期間は、平均3～5年である）。遺族給付は改善され、とくに、寡婦給付の改善がいちじるしい。さらに、各企業は年金権の保有に対する調整を次

第に拡大している。

Developments in Occupational Pension

Schemes, *Industrial Society*, Vol. XLVIII,

October 1966, pp. 241—244. ; No. 73. '67.

ISSA 海外論文要約より



保健サービス、社会保険、社会扶助、市民の保護が述べられており、完全な社会保障制度を実現するのは、保健、社会保険および社会扶助の分野における最終的な目標であると規定する概念が、この計画では採用されている。

*

計画全体を通じてみられる一般的な流れには、若干の注目すべき点があらわれている。たとえば、薬剤のパテントに関する法律上の保護、食品の不正に関する監督、醸製品の発達、市民保護のような各種の事項を社会保障の分野に含めるのは不適切であるとしている。他方、学校に対する援助と社会扶助との関係、あるいは、労働政策や住宅政策のような各個人のニードに直接的に影響を与える部門、もしくは、医療、社会保険および社会扶助の統合という各種の事項について、計画にはギャップが存在している。これらのうち、最後にあげられた3種類のサービスは、機能的分野から考えれば、あるいは一本に統合さ

本稿には、1965～69年の間における経済5カ年計画の中から、社会保障に関する部分だけがとり上げられている。

*

閣僚会議の承認（1965年6月）によって、経済開発5カ年計画は、その実現に向かう重要な第一歩をしることになった。この計画はモデルとされた基本原則と組織が今後に実現を企図されている改革のため、とくに社会扶助を考慮しながら、所得の社会的な各種の使途を扱っている点が特色となっている。所得を社会的に使用するという検討は、社会政策の概念に与えられたある経済的な定義付けを含んでおり、これが報告の第2部を構成している。所得の社会的使用を扱うこの部分では、

国内資源の使用に関する計画が述べられ、その国内資源は公的な意義で使用されるという社会的责任がまず指摘され、かつ市民生活と生産活動に対する基本的な集団的要求を満足させるために配分されることになっている。この計画の内容には、住宅、保健と社会保障、教育と文化的活動、職業訓練、科学的および技術的な各種の研究、運輸と通信の組織、公共事業、およびスポーツが含まれている。これらの各部門の中で、この国の社会生活にあらわれる貧困化を回避するという観点から、私的な消費の増大に対応して、調整することができない社会的支出の膨張から生ずる不足と不均衡の是正を、この計画は提案している。社会保障にふれている第7章には、